

令和4年度
美濃加茂市社会福祉協議会
事業計画



シンボルマーク「みのりん」

社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会

令和4年度社会福祉協議会事業計画

◇基本方針

『支え合い 笑顔あふれる まちづくり』～地域共生社会の実現に向けて～

国内での新型コロナウイルスの発生から丸2年が経過しましたが、幾度も感染拡大の波が押し寄せ、いまだに終息が見通せない状態が続いています。日常生活や社会経済活動が制限されたことに伴い、仕事を無くし困窮状態に置かれた方、生活状況が一変した方、また心身に不調をきたしておられる方など困難を抱えた方が数多く存在し、流行の一刻も早い終息を願わずにはおられません。この先新型コロナウイルスの影響が不透明な中、国や自治体による社会全体の立て直しに期待するとともに、福祉の仕事に従事する我々も力を合わせ、市民の疲弊感や不安感を払しょくして誰もが笑顔で生きがいを持って暮らしていける地域づくりに尽力していく必要があります。

当市社会福祉協議会も、新型コロナウイルスの発生以降、総合福祉会館の度重なる休館や利用の制限、健康・福祉すこやかフェスティバルの中止、地域支援活動の縮小、介護・障がい福祉サービスの提供減などがあり活動が大きく停滞していますが、閉塞感が漂う時代であるからこそ社会福祉協議会の存在意義があると認識し、コロナ禍における地域福祉活動の推進や要支援者の支援に努めているところであります。

今、少子高齢化や人口減少が進み、地域における支え合いの基盤が弱まっています。しかし、市民が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支え合って地域をとともに創っていく地域共生社会の実現が非常に重要であり、社会福祉協議会はそれを推進する中核として、市や関係機関と連携を図り実行していかなければなりません。

その役割を果たすにあたり、令和4年度も「支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念に、第3期地域福祉活動計画で定めた3つの基本目標の達成に取り組みます。目標の1点目は「地域のつながりづくり」で、地域の課題を共有・協議する場づくりと地域の居場所づくりを、2点目は「地域の支え合いづくり」で、地区社会福祉協議会の活動支援、支え合いの仕組みづくり及び災害ボランティア活動の推進を、3点目は「地域の担い手づくり」で、地域福祉の担い手づくり、福祉教育の推進及び社会福祉法人の連携・協働をそれぞれ進めてまいります。また、第3期地域福祉活動計画では、国連サミットで国際目標として採択されたSDGsに積極的に取り組むこととしており、その推進にも努めます。

その他、この2年間、新型コロナウイルスの影響による生活困窮者への貸付を行ってきましたが、その償還業務が今年度から開始となります。市内でも多くの方が対象となり、その管理にかかる業務についても対応してまいります。

令和4年度は、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい時代となる中、次のとおり重点目標を定め、美濃加茂市における地域共生社会の実現に向けた活動を展開してまいります。

◇重点目標

1. 地域共生社会の実現に向けた美濃加茂市地域福祉活動計画の着実な推進
2. 生活支援体制整備事業の推進と第1層及び第2層協議体の拡充
3. 地区社会福祉協議会（地区社協・支部社協）の支援と連携強化
4. 経済的困窮や社会的孤立など支援を要する人に対する支援体制の充実及び強化
5. 災害時における災害ボランティアセンターの効率的な運営と災害ボランティアの育成
6. 市内社会福祉法人の連携による公益的な取り組みの推進
7. SDGs 達成に向けた取り組みと推進
8. 質や満足度の高い介護福祉サービス及び障がい福祉サービスの提供
9. 各事業における安定的な収入の確保

《法人本部拠点区分》

1. 法人運営事業

(1) 法人運営事業

社会福祉協議会の事業が円滑かつ安定的に行えるよう、理事会や評議員会に諮りながら法人の運営を行います。また、地域福祉活動の充実を図るため、財源となる一般会費や特別会費の募集を実施します。

2. 法人活動推進事業

(1) 地区（支部）社協等支援事業

見守り活動など地域福祉活動の推進のため、地区（支部）社会福祉協議会を中心として、地域住民や地域ボランティア及び関係団体との連携を構築し、地域の福祉力向上を図ります。また、市営前平霊苑にある無縁仏の供養や清掃を行います。



(地域見守り会議)

(2) フェスティバル事業

健康や福祉に対する市民への啓発・普及及び社会福祉協議会の役割や使命を周知することを目的に『健康・福祉すこやかフェスティバル』（令和4年10月22日予定）を開催します。

(3) 福祉大会事業

社会福祉大会を開催し、地域福祉活動等に功績のあった個人や団体を表彰します。



(社会福祉大会)

(4) 福祉機器等貸出事業

病気やケガにより、一時的に必要な方に対して車椅子を貸し出します。

また、地域の行事等の充実を図るため、綿菓子機、ポップコーン機等の機器を貸し出します。

(5) ボランティアセンター活動事業

ボランティア活動を推進するため、養成講座や研修会等を開催します。

また、災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、発災時に迅速な対応ができる体制を構築します。

(6) 子ども食堂事業

様々な事情を抱えた子ども等を対象に、ボランティアや企業等の協力により低価格でバランスの取れた食事や居場所を提供する子ども食堂の活動を支援します。

(7) ひとり親家庭支援事業

ひとり親家庭を対象に新たなつながりと交流の機会を創出することを目的として、親子で参加できる交流会を開催します。

(8) 広報誌等広報事業

社会福祉協議会の事業や活動に関する情報をホームページや広報誌等で積極的に発信することにより、市民の地域福祉活動への参加を促進します。

(9) 福祉教育推進事業

小中学生、高校生を対象に福祉教育を実施し、福祉やボランティア活動への関心を持ってもらうとともに参加意欲を高めます。

また、高齢者疑似体験セット、車椅子、点字器などの福祉用具の学校への貸し出しや、職員による福祉出前講座を行います。



(福祉出前授業)

(10) 歳末たすけあい事業

歳末たすけあい募金を財源に、新たな年を迎える時期に民生委員の協力のもと、支援を必要とする世帯等へ見舞品を配付するとともに、地域で安心して暮らすことができるよう見守り活動を行います。

(11) 若者の居場所づくり事業

不登校やひきこもり等で生きづらさを抱えている若者を対象に、気軽に立ち寄れる居場所を提供し、自立した地域生活を営めるよう支援します。

(12) 社会福祉法人連携事業

市内の社会福祉法人と連携して、地域の公益的な取り組みを行います。

(13) 地域のつながりづくり事業

地域住民が気兼ねなく寄り合える地域の居場所をつくり、介護予防や社会参加を支援します。



(ミシンカフェ)



(スマホ講座)

3. ふれあい・いきいきサロン事業

(1) ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者の健康増進を目指し、共に支え合う地域社会づくりを推進するために、地域交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあいミニサロン」の活動を支援します。



(なごやか たかのすサロン)

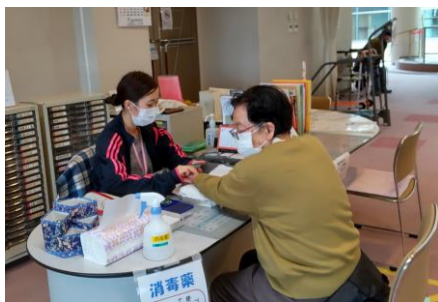


(ふれあい森山東サロン)

4. 総合福祉会館運営事業

(1) 福祉会館管理運営事業

高齢者、障がい者、幼児、母子寡婦、ボランティア等のふれあいの場及び福祉活動の拠点として、市民福祉の向上に寄与するよう総合福祉会館の管理・運営を行います。また、健康コーナーに看護師を配置し、健康に関する相談や血圧測定等を行うことで高齢者の健康管理を支援するとともに、高齢者の健康増進や仲間づくりを目的として各種健康教室を開催します。



(健康相談)



(健康教室「中国の健康体操」)

(2) 喫茶コーナー運営事業

総合福祉会館の利便性をより高めるために、総合福祉会館内にある喫茶コーナー「むくの木」を運営し、飲食物を提供します。

5. 美濃加茂市受託事業

(1) いきいきボランティア事業

高齢者の介護予防と生き甲斐づくりを目的に、介護施設等で行うボランティア活動に応じてMe wカードと交換できるポイントを付与することで、市民相互の支え合い活動を支援します。

(2) 福祉車両貸出事業

障がい者や寝たきりの高齢者等の外出支援を目的に、車椅子での乗車に対応した福祉車両を貸し出します。



(貸出用福祉車両)

(3) 学習支援事業

ひとり親世帯等の児童・生徒を対象に、学力や生活習慣の向上のため、ボランティアや大学生等と協働して気軽に参加できる学習の機会及び居場所を提供します。



(学習支援教室)

(4) 弁護士相談事業

日常生活での法律に関わる問題に弁護士が無料で相談に応じて、問題解決に向けての助言を行います。

(5) 結婚相談事業

結婚を希望している男女の出会いを創出し、結婚につなげるための支援を行います。

(6) 生活支援コーディネーター事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防の体制づくりを支援します。

(7) 日赤事務支援事業

日本赤十字社美濃加茂市地区の事務を担い、義援金及び社資の受付、赤十字奉仕団の活動支援を行います。

6. 成年後見支援事業

(1) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者、障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行います。

(2) 権利擁護支援センター運営事業

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の地域での権利擁護体制を構築するとともに、成年後見制度の利用や後見人等の支援を行います。

7. 生活困窮者支援事業

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（心と暮らしの相談窓口）

生活に関する困りごとを受け止め、相談者の状態に応じて、利用できる制度の紹介や利用に向けての支援、専門機関窓口への同行などを行い、相談者を支援します。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業（心と暮らしの相談窓口）

社会的孤立になりやすい方を対象に、地域活動に参加したり、地域の困りごとを手伝ったりする機会を通じて、地域の中で自分の役割、他者とのつながりを実感できる場づくりを行います。



(大豆袋詰めプロジェクト)



(パレット解体プロジェクト)

(3) 生活困窮者家計改善支援事業（心と暮らしの相談窓口）

家計状況の可視化により、抱えている課題を把握し、滞納の解消、借金返済のための専門家への同行、先の見通しを立てる計画設計などを行い、相談者が自ら家計を管理できるよう支援します。



（社会保険労務士による就労勉強会）



（お金の勉強会「マネープランゲーム」）

(4) 重層的支援体制整備移行準備事業

高齢・障がい・児童・生活困窮等の領域に設置されている相談支援機関のネットワークを構築し、複合的かつ複雑化している「困りごと」に対応する体制を整備します。

(5) 貸付金事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等を対象に、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図り、地域で安定した生活が過ごせるよう支援します。

(6) 緊急食料給付事業

失業等の予測できない事由などにより、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対し、食料品を給付して生活の安定を支援します。また、市民や企業から寄付される食料を、生活に困窮された方などに無料で配付するフードパントリーを行います。

《総合相談センター拠点区分》

8. 居宅支援・総合相談所事業

(1) 居宅介護支援事業

要介護認定を受けた方が、介護サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や居住環境、家族の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画書）を作成します。

(2) 総合相談センター運営事業

高齢者、障がい者の相談事業を総合的に実施し、センター施設を計画的に管理・運営します。



(総合相談センター外観)

9. 訪問介護事業

(1) 高齢者訪問介護事業

介護保険法におけるホームヘルパーの派遣により、利用者が自宅で安心して生活できるよう支援します。

(2) 障がい者居宅介護等事業

障害者総合支援法におけるホームヘルパーの派遣により、利用者が自宅で安心して生活できるよう支援します。

10. 障がい者相談支援事業

(1) 基幹相談支援センター事業

地域の相談支援体制強化への取組みを行うとともに、障がい児者やその家族等からの様々な相談に応じます。



(相談風景)

(2) 計画相談・認定調査等事業

障がい者福祉サービスを利用される方が、適切に利用できるようサービス等利用計画や障がい児支援利用計画の作成、障害支援区分の認定調査を行います。

《ひまわりの家拠点区分》

1 1. 障がい者多機能型事業

(1) 障がい者就労継続支援事業

指定就労継続支援B型事業として、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

(2) 障がい者生活介護事業

指定生活介護事業として、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日常生活上の支援、創作的活動や生産活動等の支援を行います。



(ひまわりの家外観)

《その他》

1 2. その他

(1) 岐阜県共同募金会美濃加茂市支会運営事業

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金を実施し、ご協力いただいた募金を財源として、民間社会福祉施設の整備事業や社会福祉関係団体へ助成をすることで、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援し地域福祉の推進を図ります。